

大学院における社会人等の免許取得に資する新教育課程に関する 基本的な考え方及び具体的な論点（第1回WGを踏まえ）

基本的な考え方

- 社会人等が大学院における新教育課程（以下、「当該教育課程」という。）で取得できる免許状は、専修免許状ではなく、標準的な免許状とする（例えば、普通免許状だけでなく特別免許状の活用なども考えられる）。
- 1年間等の短期間で免許状と修士の学位両方の取得は困難であり、分けて考える。その上で、当該教育課程で取得した単位を、将来、修士の学位及び専修免許状の取得に活用できるようにする必要がある。
- 当該教育課程については、従来の大学院の既存の科目を活用しつつ、設置するものとする（例えば、プログラムとして設置する方法等が考えられる）。
- 当該新教育課程を設置できる大学院は、多様な専門性を持つ教員を学校に受け入れる観点より、教職大学院、教育学研究科等、幅広く認めることとする。
- 時間的・金銭的制約がある社会人等が安心して学べ、免許状の取得が将来の採用につながりやすくなるよう、大学（大学院）と教育委員会が連携・協働する仕組みが必要である。

具体的な論点

1. 学校現場で求められる役割を踏まえ、当該教育課程の対象をどのように考えるか。「多様な専門性をもつ社会人等」をどのように定義するのか。

2. 「多様な専門性をもつ社会人等」の質を担保するため、どのような教育課程（プログラム）を設置するのか。
 - (1) 入学者選抜において、学部段階の学びや社会人としての経験・専門性をどのように評価するのか。
 - (2) 当該教育課程で特別免許状を取得するためには、どのような教科を学修すべきか。
 - (3) 社会人等の時間的・金銭的制約を踏まえ、教育実習等をどのように考えるべきか。
 - (4) 当該教育課程の入学者選抜や学修の過程、採用選考、採用後の研修までの流れを踏まえ、大学（大学院）と教育委員会はどのように連携・協働すべきか。